

浅羽体育センター球技場利用規約

球技場での野球（硬式・軟式）の利用においては、場外へ飛球し観客や他の利用者に球が当たる危険性があります。そのため、当球技場では、お客様に安全かつ快適にご利用頂くため、次のとおり球技場の利用規約を定めております。

- ① 飛球が野球場外へ出ないように対策をお願いします。
（投打方向、バッティングゲージの位置・角度など）
- ② 場外へ飛球する可能性がある場合は、監視員を3名以上配備し、場外への飛球があった場合は、警笛等により第三者へ警告してください。
（笛は管理事務所で貸し出します。）
- ③ 施設内の付属設備、備品等は大切に扱ってください。壊れていた場合や壊した場合については、管理事務所にご連絡をお願いします。
- ④ 施設内への車両の乗り入れは原則禁止です。道具の搬入等で必要な場合は、必ず管理事務所の許可を得てください。入場場所は、体育館南側のみになります。
- ⑤ テニスコート南側・体育館南側の芝生広場では、バットを使っての練習及びスパイクでの練習は禁止です。
- ⑥ 芝生広場の占有利用はできません。他の利用者の方と譲り合ってご利用ください。
- ⑦ 年度初めなど、団体の役員（責任者など）が変わるときは、上記事項の引継ぎを徹底して下さい。
- ⑧ 場内外を問わず、飛球による物損や負傷、事故、利用者間のトラブルにつきましては、責任を負いかねます。主催者または利用者側で事前に保険加入などの対応をお願いします。
- ⑨ 利用時間内に場外飛球があった場合、ボールの落ちた場所及び球数をお知らせください。
- ⑩ 大会利用に際しては、参加者・関係者に周知徹底をお願いします。

本利用規約を守れない場合は、ご利用をお断り、中断させていただく場合がございますので、必ずお読み頂き、ご了承の上、申請して頂きますようお願い申し上げます。